

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	市税の収納及び滞納整理事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市税の収納及び滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)
「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号)
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和6年6月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	市税の収納及び滞納整理事務								
②事務の内容	1 納付書、口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 2 再発行納付書及び納税証明書の出力、還付充当処理、督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。 3 各賦課データの納付状況を示し、納付指導を行う。 4 分納誓約及び滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	収納消込システム								
②システムの機能	1 消込処理機能 納付書及び口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理機能 納付による過誤納が発生した場合にその還付及び充当処理を行う。 4 納税証明書発行機能 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 5 再発行納付書発行機能 窓口での支払いのため、再発行納付書を発行する。 6 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	滞納整理システム								
②システムの機能	1 交渉記録機能 対象者との電話や訪問などによる対応内容を記録する。 2 照会文書発行機能 照会機関に対し、対象者の財産・居住状況などの照会文書の発行を行う。 3 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 4 分納誓約処理機能 分割納付の計画・実施状況を管理する。 5 滞納処分処理機能 財産の滞納処分事務処理を行う。 6 納付書発行機能 分納・充当のための納付書を発行する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()									

システム3									
①システムの名称	統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 統合宛名システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化、電子文書への署名付与、検証、鍵の管理等を行う。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
1 収納履歴ファイル 2 滞納処分ファイル 3 納税組合員ファイル 4 交渉記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法別表第1第16の項 2 主務省令①第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法別表第2第27の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 収納履歴ファイル 2 滞納処分ファイル 3 納税組合員ファイル 4 交渉記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者
その必要性	納付者の収納管理を行う上で正確な個人特定を行う必要があるため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1 個人番号、その他識別情報及び4情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先(電話番号等) 市税等について本人へ連絡するために保有 3 地方税関係情報 徴収要件を確認するため及び対象者の実態を回答するために保有 4 口座登録・連携ファイル関係情報 市税の過誤納金を還付するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、資産税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、社会保険庁、デジタル庁ほか) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づく、公平・公正かつ効率的な徴収事務のため。(所在調査、所得および財産の状況調査)	
④使用の主体	使用部署	財務部収納課、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)、中央サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	1 収納履歴情報の管理 日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理及び決算処理を行う。 2 滞納処分情報の管理 督促発送履歴や行政処分情報の管理を行う 3 納税組合員加入状況の管理 納税組合員加入状況の管理を行う 4 滞納処分情報の管理 財産、行政処分情報の管理を行う 5 交渉内容の管理 納付者との交渉内容の管理を行う	
	情報の突合	納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	運用保守業務	
①委託内容	収納消込システムおよび滞納整理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

「収納消込システム」		
1. 収納履歴ファイル		
科目コード	延滞金	収納額から収納額
科目詳細コード	前納報奨金	収納額から督促料
算定団体コード	還付加算金	収納額から延滞金
期割団体コード	会計年度	督促料から収納額
団体内外区分	会計年度督促手数料	督促料から督促料
調定年度	会計年度延滞金	督促料から延滞金
年度分	決算区分	延滞金から収納額
通知書番号料	歳出還付区分	延滞金から督促料
論理期別	OCRID	延滞金から延滞金
収納日	口座登録連番	払込日
支所コード	充当科目コード	払込時刻
冊号	充当科目詳細コード	・部コード
入力連番	充当算定団体コード	店舗コード
入力連番内連番	充当期割団体コード	送金・關・
領収日	充当団体内外区分	滞納管理1
納付方法	充当調定年度	滞納管理2
収納区分	充当年度分	口座登録・連携ファイル関係情報
収納額	充当通知書番号	
督促手数料	充当論理期別	
2. 滞納処分ファイル		
科目コード	処分区分	
科目詳細コード	処分理由	
算定団体コード	処分取消日	
期割団体コード	処分取消区分	
団体内外区分	処分取消理由	
調定年度	滞納区分	
年度分	滞納管理1	
通知書番号	滞納管理2	
論理期別	処分調定	
処分日	処分督促	
処分コード	処分延滞	
3. 納税組合員ファイル		
科目コード		
科目詳細コード		
宛名番号		
納組開始日		
納組終了日		
納組コード		
「滞納整理システム」		
4. 滞納処分ファイル		
・科目コード	・科目詳細コード	・算定団体コード
・期割団体コード	・団体内外区分	・調定年度
・年度分	・通知書番号	・論理期別
・処分日	・処分コード	・処分区分
・処分理由	・処分取消日	・処分取消区分
・処分取消理由	・滞納区分	・滞納管理1
・滞納管理2	・処分調定	・処分督促
・処分延滞	・作成日	・更新日
・更新時間	・更新職員宛名番号	・更新端末番号
5. 交渉記録ファイル		
・番号	・科目グループコード	・宛名番号
・入力日	・入力時刻	・場所
・面談者	・予実日	・予実時刻
・入金予定額	・担当者宛名番号	・訪問内容
・予実結果	・徴収区分	・関連番号
・履歴	・不履行	・重要度
・担当氏名	・内容区分	・帳票コード1
・帳票コード2	・作成日	・更新日
・更新時間	・職員番号	・端末番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 収納履歴ファイル 2 滞納処分ファイル 3 納税組合員ファイル 4 交渉記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、提出先の明記や返信用封筒の添付等で提出場所や返送先の誤りを防ぐ。 2 入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システム等では権限での管理を行っており、必要ない情報を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 2 なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 業務外利用の禁止等を個人情報保護研修で指導する。 2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、個人情報保護研修で配布し、その事故の背景を十分に説明した上で、職員の意識の向上に努める。 3 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し指導する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><長岡市における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部収納課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2214
②対応方法	1 問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和2年2月7日から同月28日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年3月3日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月21日	I 基本情報 6. 評課実施機関における担当部署 ②所属長	渡辺 修	東樹 隆志	事後	重要な項目に当たらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※ 件数 委託事項1 委託事項2	2件 委託事項1 納付書・通知書の印刷代行 委託事項2	1件 委託事項1の記載を削除 委託事項1	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	…すべて⑥にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、⑥にある委託先の…	…すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の…	事後	誤字の修正
平成30年7月2日	III リスク対策 8 監査	[] 内部監査	[O] 内部監査	事後	重要な項目に当たらない項目
令和1年6月21日	I 基本情報 6. 評課実施機関における担当部署 ②所属長	東樹 隆志	収納課長	事後	重要な項目に当たらない項目
令和1年6月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月18日	令和1年6月1日	事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月1日	令和2年2月1日	事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 ②実施日・期間	平成27年2月23日から同年3月24日まで	令和2年2月7日から同年2月28日まで	事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 ③主な意見の内容	提出意見なし		事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 3. 第三者点検【任意】 ①実施日	平成27年6月23日	令和2年3月上旬から中旬の間	事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 3. 第三者点検【任意】 ②方法	長岡市情報公開・個人情報保護審議会による点検を実施した。		事後	重要な項目に当たらない項目
令和2年2月1日	V 評価実施手続 3. 第三者点検【任意】 ③結果	審議会より出された意見・指摘事項をふまえ、一部修正を行った。		事後	重要な項目に当たらない項目
令和5年6月8日	表紙 特記事項「条例」	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な項目に当たらない項目
令和5年6月8日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項	1 個人番号の利用等に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項	事後	重要な項目に当たらない項目
令和5年7月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム4		中間サーバーを追加	事前	重要な変更に当たらない項目
令和5年7月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年7月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠		番号法別表第27の項	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	[] その他()	[O] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		項番4を追加 4. 口座登録・連携ファイル関係情報 市税の過誤納金を還付するために保有	事前	重要な変更に当たらない項目
令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[O] 行政機関・独立行政法人等(国税庁、社会保障庁ほか)	[O] 行政機関・独立行政法人等(国税庁、社会保障庁、デジタル庁ほか)	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[O] 情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更に当たらない項目
令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部収納課・各支所市民生活課、中央サービスセンター	財務部収納課、各支所地域振興・市民生活課(新尾支所は市民生活課)、中央サービスセンター	事前	重要な変更に当たらない項目

令和5年7月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル項目		「口座登録・連携関係情報」を追加	事前	重要な変更にあたらない項目
令和5年7月4日	III リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの連携		(入手)接続するため、「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」、「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」を追加	事前	重要な変更に当たる項目